

## 介護予防・日常生活支援総合事業の指定の有効期間の短縮について

伊勢崎市において、事業所の指定の有効期間は、規則にて6年と定められています。ただし、総合事業については、既に指定を受けている同種のサービス（訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護）と一体的に事業を行う場合に限り、指定有効期間満了日を同種のサービスと合わせ、以後同時に指定更新手続きを行うことができるよう規則を改正し、平成29年12月12日から施行されました。

伊勢崎市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所の指定等に関する規則（平成28年2月29日規則第6号）

（指定の有効期間）

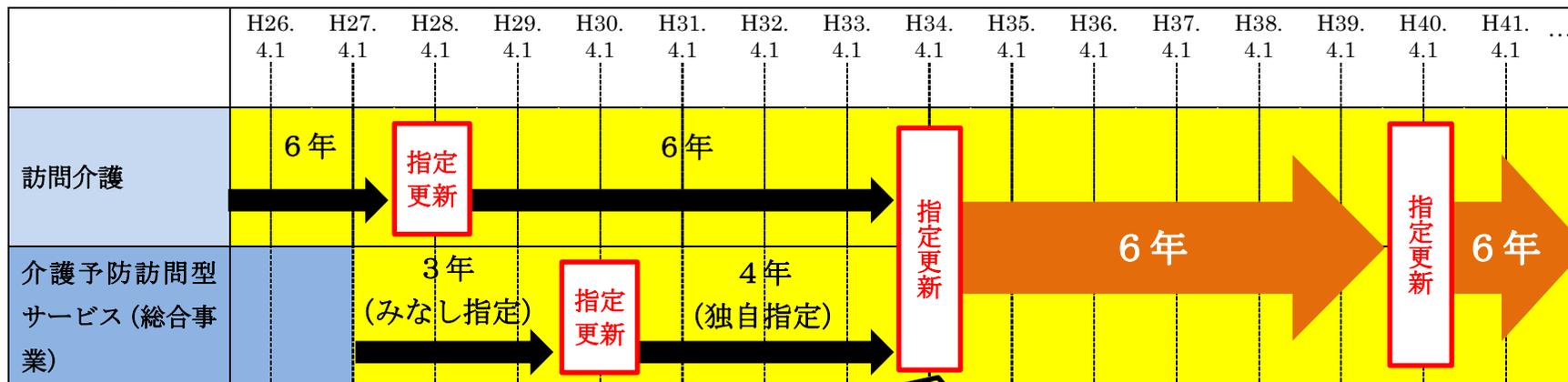
第6条 省令第140条の63の7の市町村が定める期間は、6年とする。ただし、同一の事業所において、第1号訪問事業にあつては法第8条第2項の訪問介護の、第1号通所事業にあつては同条第7項の通所介護又は同条17項に規定する地域密着型通所介護（以下この項において「通所介護等」という。）の指定を受けているときは、平成30年4月1日以後に初めて到来する当該訪問介護又は当該通所介護等のそれぞれの指定有効期間の満了日までとする。

附 則（平成29年12月12日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

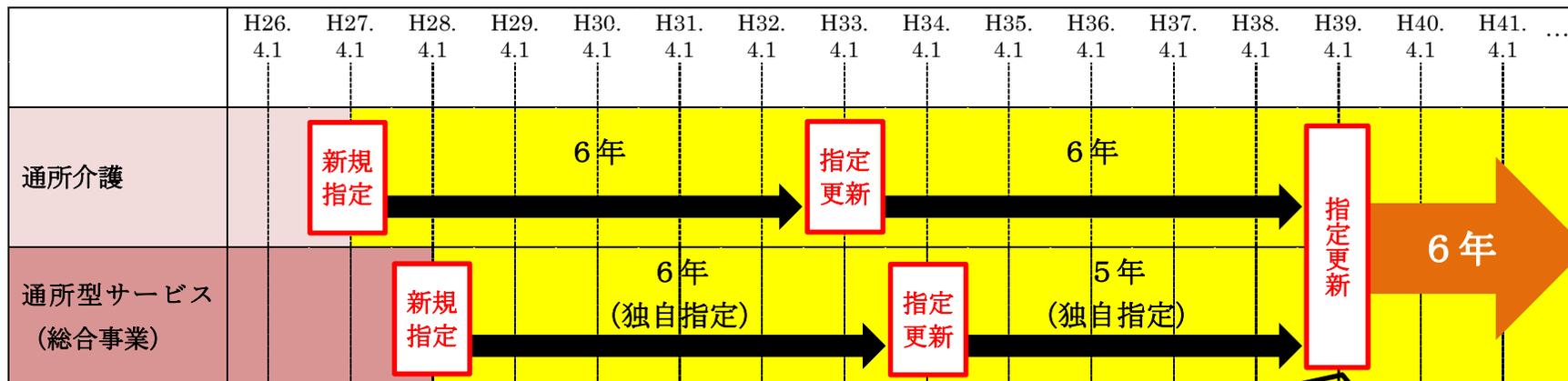
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>サービス種類ごとの指定更新手続きを同時に行うことができ、一部重複する申請書類の作成を省略できる。</li><li>指定有効期間の把握がしやすい。</li><li>6年ごとに指定更新手続きが集中することを回避できる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>初回に限り、指定有効期間が短縮され、通常より早期に手続きを要する。</li></ul>

【例1】平成27年4月より前に事業所を開設した場合



更新手続きが1回で完了

【例2】平成27年4月以降に事業所を開設した場合



更新手続きが1回で完了